

(平成24年2月29日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認京都地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	7 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年1月から同年3月までの期間及び56年1月から同年3月までの期間の国民年金定額保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年6月から54年12月まで  
② 昭和55年1月から同年3月まで  
③ 昭和55年4月から同年12月まで  
④ 昭和56年1月から同年3月まで  
⑤ 昭和56年4月から57年3月まで

私は、友人に勧められて国民年金に任意加入し、国民年金保険料は、老後の楽しみに付加保険料も含めて納付していた。負担が大きくなるため昭和57年度からは、付加保険料をやめる届出をしたが、それまでは、3か月分ずつ、きちんと納付していたはずである。記録では、申立期間①から⑤までの付加保険料が未納、また、申立期間②及び④については、定額保険料も未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び④については、各々3か月と短期間であるとともに、申立人は、昭和49年4月に国民年金に任意の被保険者資格で加入し、当該期間前後の国民年金保険料を納付している上、当時、申立人は、転居も無く、その夫の被扶養者として、夫の仕事や生活状況に変化は無かったとしており、任意加入しながら申立期間の保険料を納付しなかった事情も見当たらないことから、当該期間の定額保険料を納付したものとみても不自然では

ない。

一方、申立期間①から⑤について、申立人は、国民年金定額保険料に併せて、付加保険料も納付していたと主張している。

しかしながら、付加保険料については、納付の申出を行った月から納付を辞退する旨を届け出るまでの間について納付することができる場所、申立人が昭和 53 年 4 月に転入した A 県 B 市の国民年金被保険者名簿では、付加保険料については、「辞退年月日 52.5.27」の記載が有ることから、申立人は、52 年 5 月 27 日に、付加保険料の納付をやめる旨の申出を行ったものと考えられ、これは、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳の記録とも整合しており、辞退後に当たる申立期間①から⑤までの付加保険料は、納付されなかったものとみるのが相当である。

また、申立人が申立期間①から⑤までの国民年金付加保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 56 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金定額保険料については納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成13年4月1日から14年8月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、13年4月から同年9月までの期間について41万円に、同年10月から14年7月までの期間について50万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成11年11月1日から14年7月1日までの期間、及び15年4月1日から17年2月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を11年11月から12年9月までの期間について59万円に、同年10月から14年6月までの期間について62万円に、15年4月から17年1月までの期間について12万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年11月1日から19年3月1日まで

A株式会社に勤務していた期間のうち、平成11年11月から19年2月までの標準報酬月額の記録が実際にもらっていた給与額に比べて少なく記録されているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成13年4月1日から14年8月1日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録

において、当初、13年4月から同年9月までは41万円、同年10月から14年7月までは50万円と記録されていたところ、同年8月1日付けで、申立人を含む4人の標準報酬月額が遡及して引き下げられており、申立人の標準報酬月額は13年4月から14年7月まで9万8,000円に記録訂正されていることが確認できる。

また、年金事務所に保管されているA株式会社に係る滞納処分票の記載内容から、申立期間当時、同社は社会保険事務所に対し、経営状況の悪化により、保険料の減額について相談を行っていた状況が確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成14年8月1日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものととは考え難く、申立人の標準報酬月額を13年4月1日に遡って減額処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該期間において、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、申立人の平成13年4月1日から14年8月1日までの期間の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た13年4月から同年9月までの期間については41万円、同年10月から14年7月までの期間については50万円にそれぞれ訂正することが必要である。

次に、平成13年4月1日から同年9月1日まで及び同年10月1日から14年7月1日までの期間については、申立人が所持している給与支払明細書の記載により、上記訂正後の標準報酬月額に見合う保険料額を超える厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

また、申立期間のうち、平成11年11月1日から13年4月1日までの期間、及び15年4月1日から17年2月1日までの期間については、上記給与支払明細書により、オンラインに記録されている標準報酬月額に基づき計算される保険料額よりも高額な保険料が給与から控除されていることが確認できる。

さらに、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が所持する給与支払明細書に記載された厚生年金保険料控除額から、平成11年11月から12年9月までは59万円、同年10月から13年8月まで及び同年10月から14年6月までは62万円、15年4月から17年1月までは12万6,000円にそれぞれ訂正することが必要である。

加えて、平成13年9月については、給与支払明細書が保管されていないことから、報酬月額及び厚生年金保険料控除額が確認できないものの、当月前後の月の給与支払明細書の記載から、同年9月についても報酬月額及び厚生年金保険料控除額はそれぞれ同額であったと推認できる。

したがって、申立人の平成13年9月の標準報酬月額に係る記録については、62万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立人に係る標準報酬月額を下げたことで保険料を過少納付していたことを認めていることから、事業主は、上記給与支払明細書で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成14年7月から15年3月まで及び17年2月から19年2月までの期間については、保険料控除額から算定される標準報酬月額が、オンライン記録上の標準報酬月額と一致することから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行なわない。

## 第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額記録については、20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 56 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

申立期間について、社会保険事務所に記録されている標準報酬月額が、事業主により給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額より低いので記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該期間に係る給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額から、20万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人の当該申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「社会保険事務所（当時）に記録されている標準報酬月額に応じた厚生年金保険料を納付した。」と回答していることから、事業主は、給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておら

ず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和63年6月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年6月から同年12月まで

申立期間当時、私は大学生であったが、母親が国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料も納付してくれていた。申立期間が未加入とされていることには納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、大学生であったが、その母親が国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立期間当時大学生であった申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付するには、昭和63年6月末までに、任意加入の手続きを行い、国民年金手帳記号番号の払出しを受ける必要があるが、前後の被保険者の記録から、その手続きは平成元年1月に行われたものと考えられ、申立内容とは符合しない。

また、申立人の「被保険者資格取得日」は平成元年1月31日、「被保険者種別」は国民年金に遡って加入ができない「任意」であることがオンライン記録において確認でき、これは、申立人が所持する年金手帳の記録とも一致しており、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、国民年金保険料は納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人の母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、オンライ

ン記録により氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同  
手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判  
断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認め  
ることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

私は、父親に勧められて、昭和36年4月頃、A市B区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、毎月集金人に納付していた。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月頃、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、集金人に納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和39年12月に払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人は、この頃国民年金の加入手続を行ったものと推認できることから、申立内容とは符合しない上、この時点では、申立期間の一部は既に時効により保険料を納付できず、申立期間の保険料を納付するには特例納付及び過年度納付によることとなるが、特例納付が実施された時期ではなく、申立人からは遡って保険料を納付したとの主張は無い。

なお、申立人が所持する年金手帳に記載されている「初めて被保険者となった日 昭和36年4月1日」は、この日に国民年金の被保険者資格を取得したことを示すもので、加入手続日やその日以降の国民年金保険料を納付したことを示すものではない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資

料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、同手帳記号番号払出簿検索システムにより、C県内全てについて「D（漢字）」及び「E（カナ）」で検索を行い、オンライン記録により、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年8月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年8月から43年3月まで

母親がいつ頃私の国民年金の加入手続を行ったか分からないが、国民年金保険料は自宅に来ていた集金人に私の兄の分と一緒に納付してくれていた。申立期間の保険料について、兄の分は納付済みであるのに、私の分が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を申立人の兄の分と一緒に集金人に納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年2月に払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿検索システムにより確認でき、これは、申立人が所持する国民年金手帳の発行日が同年同月20日であることとも整合することから、申立人は、この頃国民年金に加入したものと考えられ、加入時点において、申立期間の一部は、既に時効により保険料を納付できず、一部について、過年度納付は可能であるものの、過年度保険料は集金人に納付できない上、申立人からも遡って保険料を納付したとの主張は無い。

なお、申立人の長兄及び次兄は、昭和36年6月に連番で国民年金手帳記号番号が払い出されており、同年4月分から国民年金保険料を納付していることがオンライン記録により確認できる。

また、申立人の母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付した

ことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から平成5年2月までの期間、7年1月から同年3月までの期間及び8年1月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年4月から平成5年2月まで  
② 平成7年1月から同年3月まで  
③ 平成8年1月から同年12月まで

私は、昭和46年12月から平成9年3月までA社に勤務しており、勤務先において年末調整のため毎年納付した国民年金保険料と生命保険料を申告していた。申立期間①について、私は夫の健康保険の被扶養者として認定されておらず、第3号被保険者であったことも知らなかったため、自身で国民年金保険料を納付し、年末調整も受けていた。

申立期間②及び③についても、国民年金保険料の年末調整を受けていた。

申立期間①の国民年金保険料は納付したことにはされておらず、申立期間②及び③の保険料についても未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫の健康保険の被扶養者として認定されていなかったため、昭和61年4月以降も、申立期間①の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、申立期間①について、B市が国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて、申立人は、昭和61年4月1日から被保険者自身が保険料を納付することを

要しない第3号被保険者として登録されており、その処理は同年4月22日に行われていることが、オンライン記録において確認できることから、申立期間①のうち、昭和62年度以降について、行政側が、保険料を納付するための納付書を交付することは無く、申立人は、61年度についてのみ、同市発行の納付書を入手していた可能性は否定できないが、第3号被保険者である当該期間について国民年金保険料を納付した場合、当該保険料は還付されることとなるが、その形跡も見当たらないことから、当該期間についても保険料は納付されなかったものと考えられる。

また、申立期間②及び③について、申立人は、納付した国民年金保険料の年末調整を受けたと主張している。

しかしながら、上記の国民年金収滞納リストにおいて、申立人は、平成6年4月から同年12月までの国民年金保険料を7年1月6日に一括納付し、7年4月から同年12月までの保険料を同年同月28日に一括納付していることが確認できるものの、申立期間②及び③については未納とされており、申立人がこれを納付するには過年度納付によることとなるが、申立人からは遡って申立期間②及び③の保険料を納付したとの主張は無い上、当該期間の過年度納付書は、コンピュータにより作成され、光学式文字読取機(OCR)により、納付記録として入力されるため、全てについて記録が漏れるとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から43年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から43年7月まで  
亡くなった夫の父親が私と夫の国民年金保険料を納付してくれていた。  
申立期間について、夫の保険料は納付済みになっているのに、私は未納とされていることには納付できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫の父親が国民年金の加入手続を行い、夫の分と一緒に申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料を納付するには、申立期間当時に、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であり、申立人の夫については昭和36年8月に同手帳記号番号がA市B区で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿検索システムにより確認できるものの、申立人について、同検索システムにより、申立期間当時、C県内全てを対象に「D（漢字）」及び「E（カナ）」で検索したが該当者は無く、同手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年4月にC県F市で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿で確認でき、申立人は、この頃国民年金に加入したものと考えられ、この時点では、申立期間は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、これを納付するには特例納付によることとなるが、申立人からは遡って納付したとの主張は無い。

さらに、申立人の夫の父親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納

付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 10 月 1 日から 63 年 7 月 1 日まで  
② 平成 5 年 10 月 1 日から 8 年 7 月 1 日まで

株式会社Aに勤務していた昭和 61 年 10 月から 63 年 6 月までの標準報酬月額が従前よりも 2 万円下がり、平成 5 年 10 月から 8 年 6 月までは従前よりも 6 万円下がっている。40 年勤続したが給与が下がったことは無く納得がいけないので、調査の上記録の訂正をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、株式会社Aは申立人に係る申立期間①当時の賃金台帳等の資料を保管していない上、申立人は給与明細書を所持していないことから、申立期間①における給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録によれば、同質性のある同僚として当該事業所が名前を挙げたうちの二人を含め、申立期間①前後において標準報酬月額が一時的に下がっている被保険者が、申立人を含め 5 人いることが確認できる。

さらに、同職種の同僚の一人は、「(申立期間①当時) 毎年昇給があった。」と供述しているものの、他の一人は、「景気によって残業量の減少があった。」と供述しており、申立人の残業手当が従前よりも少なければ、一等級低い標準報酬月額とされていても不自然とは言えない。

申立期間②について、株式会社Aが保管している給与明細表によると、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と一致しているこ

とから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律による保険給付の対象に当たらないため、あっせんを行わない。

また、株式会社Aは申立人の標準報酬月額が下った理由について、申立期間②当時、業績悪化による売上高の減少等に伴い従業員の時間外手当が減少したことによる旨を回答している。

さらに、株式会社Aに係るオンライン記録によると、同社における被保険者のうち、申立人の健康保険整理番号の前後7人についても申立人と同様に、申立期間②前後において標準報酬月額が一時的に下がっていることが確認できる。

加えて、当該同僚への照会結果においても、複数の同僚が景気の悪化により残業手当が減少した時期が度々あったと回答していることから、受取額が下がった記憶は無いとする申立人の主張とは必ずしも一致しない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 明治 38 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 1 月 11 日から 20 年 3 月 22 日まで  
国民徴用令により、申立期間において株式会社A（現在は、株式会社B）に勤務したが、オンライン記録ではその間が厚生年金保険に未加入となっているのは納得いかないので調査してもらいたい。

（注）申立ては、死亡した申立人の孫が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

厚生労働省社会・援護局に保管されている申立人の死亡診断書の記録から、入所の時期は特定できないものの、申立人が株式会社Aに昭和 20 年 3 月 22 日まで勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人が、国民徴用令により株式会社Aに昭和 19 年 1 月 11 日に入所した根拠としている「A 50 年史」の新規応徴士入所記録では、徴用県名等は記載されているものの、被徴用者の氏名は記載されていない上、同日以外にもC県から徴用された記録があり、申立人の株式会社Aへの入所時期について特定することができない。

また、株式会社Aの後継事業所である株式会社B及びD健康保険組合には当時の資料は保管されておらず、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、複数の同僚に照会したが、申立人について記憶している者はおらず、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間において申立人の氏名は記載されていない上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳の記録も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年3月1日から26年7月1日まで  
② 昭和28年1月8日から29年2月1日まで  
③ 昭和32年4月1日から33年7月1日まで

昭和24年3月から30年3月末まで、A県B労務管理事務所を介して、複数の施設で継続勤務していたが、そのうち申立期間①及び②の期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。また、C社に勤務していた申立期間③が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間①、②及び③について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、当時、D施設に勤務する日本人従業員の労務管理は、当該施設の所在する都道府県に設立された労務管理事務所で行われていたことから、A県内に係る同事務所の資料を継承しているA県E部F課に申立人の勤務記録について照会したところ、同課が保管する「昭和25～26年 労務要求整理簿(労務課)」の申立人の欄に、「職場名 G社、採用年月日 26年6月20日」と記載されていることから、申立人がD施設に勤務していたことは確認できるが、上記以外に申立期間①及び②における申立人の勤務実態が確認できる資料は見当たらない。

また、申立期間①について、A県B労務管理事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には同事務所が所管するD施設として、申立人が勤務していたと主張する「H社」と記された被保険者名簿が確認できるもの

の、同名簿の記録によると、申立人の資格取得日は昭和 26 年 7 月 1 日と記載されており、上記労務要求整理簿記載の採用年月日とほぼ合致しており、既に申立人の被保険者期間として記録されている期間以外には、申立人の記録は確認できない。

さらに、上記の A 県 B 労務管理事務所のほか、同県 I 労務管理事務所及び同県 J 労務管理事務所に係る全ての被保険者名簿について確認したが、申立期間①において申立人氏名の記載は見当たらない。

加えて、A 県 B 労務管理事務所及び H 社に係る被保険者名簿に記載されている被保険者のうち 31 人に照会を行った結果、そのうちの一人は、「申立人が勤務していたことを記憶している。」と回答があったものの、具体的な勤務期間について聴取することができず、このほかに申立期間①における申立人の勤務実態が確認できる供述を得ることはできない。

申立期間②について、K 県 L 部 M 課に照会したところ、「同課保管の「労務者雇傭台帳」には申立人の氏名は記載されていない。」と回答していることから、申立人が主張する D 施設における勤務実態は確認できない。

また、申立人が申立期間②のうち一部の期間勤務していたと主張する「N 社」について、A 県 I 労務管理事務所及び N 社に係る被保険者名簿について確認したが、申立期間②において申立人氏名の記載は見当たらない。

さらに、申立期間②の前に申立人の厚生年金保険被保険者記録がある O 社について、当該事業所に勤務する日本人従業員の労務管理を行っていた P 出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の被保険者資格喪失日は昭和 28 年 1 月 8 日と記録されている上、同出張所及び同出張所が管理していた D 施設並びに K 県内の労務管理事務所に係る全ての被保険者名簿について確認したが、申立期間②において申立人氏名の記載は見当たらない。

加えて、申立期間②の後に申立人の厚生年金保険被保険者記録がある Q 社は任意包括適用事業所として厚生年金保険適用事業所となっていることが確認できるものの、当該事業所に係る被保険者名簿には、申立人の資格取得日は昭和 29 年 2 月 1 日と記載されている上、申立人に係る厚生年金被保険者台帳及び厚生年金保険記号番号払出簿の記載内容と一致しており、既に申立人の被保険者期間として記録されている期間以外には、申立人の記録は確認できない。

また、申立人は申立期間②の一部の期間、R として勤務していたと主張しているが、上記の P 出張所及び Q 社に係る被保険者名簿に記載されている被保険者のうち 28 人に照会を行った結果、申立人を記憶している者はおらず、回答のあった者のうちの一人は、「R は、従事しているところが直接

給与を支払い、その期間の厚生年金保険への加入は無かった。」と回答しており、申立期間②における申立人の勤務実態及び給与からの厚生年金保険料控除について確認できない。

さらに、昭和 26 年 7 月 3 日付けの厚生省(当時)保険局長通知によると、「S などの業務に使用される者は、雇用関係の切替えに伴い、同年 7 月 1 日をもって政府の直備使用人としての身分を喪失し、同日以降、T 等に使用される者は、健康保険法及び厚生年金保険法の強制被保険者とならない。」とされていることから、同年 7 月 1 日以降、申立人が R として勤務していたと主張する期間は、厚生年金保険の被保険者には該当しなかったと考えられる。

申立期間③について、申立人が勤務していたと主張する C 社は、U 法務局における商業登記の記録が見当たらない上、オンライン記録においても厚生年金保険の適用事業所であったことを確認できない。

また、申立人は申立期間当時の正確な事業所所在地、事業主及び同僚の氏名を記憶していないことから、申立期間③における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、日本年金機構 V 年金事務所に対し、C 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の有無について照会を行ったが、該当する事業所の被保険者名簿は見当たらない旨の回答であった。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 50 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 3 年 6 月 1 日から 5 年 7 月 1 日まで  
② 平成 8 年 4 月 1 日から 9 年 4 月 1 日まで  
③ 平成 9 年 8 月 26 日から 9 年 11 月 1 日まで

私は、申立期間①は、株式会社Aにおいて、アルバイト従業員として勤務しており、厚生年金保険料を控除されていた。申立期間②及び③を含む平成 8 年 4 月 1 日から 9 年 11 月 1 日までの期間については、株式会社Bにおいて、営業職の正社員として、継続して勤務していた。しかし、厚生年金保険被保険者の記録が無い。調査の上、どの期間についても、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、平成 5 年 3 月 20 日に、株式会社Aに係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失している複数の元同僚が申立人を記憶していることから、申立人が、期間の特定はできないものの、当該事業所において勤務していたことが認められる。

しかし、申立人の入社時期に係る記憶と、元同僚が供述する申立人の入社時期は相違している上、申立人の勤務期間を確認できる関連資料が当該事業所に保管されていないため、申立人の入社日を特定することができない。

また、厚生年金保険加入に関して、当該事業所の人事総務担当者は、「アルバイト従業員であっても、社員並みの勤務形態であれば、例外なく加入させていた。」と回答しており、申立人と同じくアルバイト勤務であった元

同僚には、入社と同時に被保険者資格を取得していることが確認できるが、当該元同僚は、「自分は保険加入を希望したが、申立人は希望していないのではないか。」と供述している。

さらに、申立人が、申立期間において、厚生年金保険の加入条件（社員の勤務時間の4分の3）を満たしていたかどうかを確認できる資料は現存しない。

加えて、雇用保険の加入記録においても、申立人は平成5年7月1日に被保険者資格を取得し、6年11月20日に離職しており、雇用保険の被保険者期間とオンライン記録における厚生年金保険の被保険者期間が一致していることが確認できる。

申立期間②について、株式会社Bの元同僚が申立人を記憶していること及び申立人が記憶する元同僚の氏名が、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できることから、申立人が、期間の特定はできないものの、当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該事業所の元取締役等に照会したところ、「自分は名前だけの代表取締役であり、実際の経営者は既に死亡しているため、全てにおいて不明であり、当時の資料は何も残っていない。」と回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が記憶する同じ営業職であった元上司は「申立人はほんの短期間ですぐに退職した。」と供述しており、文書照会を行った複数の元同僚からも、申立人の勤務期間を特定する回答を得ることができない。

さらに、申立人が、申立期間内である平成9年2月10日に雇用保険被保険者資格を取得しているが、厚生年金保険の被保険者資格取得日は同年4月1日となっていることについては、複数の元同僚が、「申立期間当時、当該事業所において試用期間が3か月程度あった。」と回答しており、上記複数の元同僚に係る雇用保険の記録を確認したところ、申立人と同様に、厚生年金保険の被保険者資格取得日との相違が確認できる上、当該元同僚の記憶する入社日と厚生年金保険の被保険者資格取得日が相違していることから、申立期間当時、当該事業所においては、必ずしも入社後直ちに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

申立期間③について、申立人は、株式会社Bに係る厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成9年8月26日から引き続き、当該事業所において勤務していたと主張しているが、株式会社Bに照会しても申立人の勤務実態を確認できる関連資料は現存しないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、当時の取締役、上司及び複数の同僚に照会しても、申立人の当該

期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる供述を得ることができない。

さらに、申立人に係る雇用保険の離職日とオンライン記録における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は一致していることが確認できる。

このほか、申立期間①、②及び③における申立人の厚生年金保険の加入及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 2 月 1 日から 10 年 12 月 31 日まで  
昨年 7 月に送られてきたねんきん定期便を見て、申立期間の標準報酬月額が 11 万 8,000 円とされていることに驚いた。当時の給与は 52 万円と記憶しているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成 7 年 2 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間について、オンライン記録によると、申立人の A 株式会社における当該期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、53 万円と記録されていたところ、同年 9 月 21 日付けで、遡って 11 万 8,000 円に減額訂正が行われていることが確認できる。

また、申立人から提出された平成 5 年 10 月から 7 年 8 月までの期間の給料明細書において控除されている社会保険料額、及び申立人から提出された平成 7 年度及び 8 年度の「市民税・県民税源泉徴収税額の通知書」の社会保険料額から、7 年 2 月から同年 8 月までの期間の給料からは、当初のオンライン記録の標準報酬月額（53 万円）に基づく厚生年金保険料が控除されていることが推認できる。

一方、申立人は、A 株式会社に係る商業登記簿謄本により、昭和 61 年 10 月 28 日から平成 14 年 12 月 3 日に同社が解散するまでの期間、B 氏と並び同社の代表取締役であったことが確認でき、同社の元従業員は、B 氏の不在時には、代表者印を保管していた金庫を申立人が管理していた旨を供述している。

また、申立人は、社会保険事務担当は女性の社員であり、当該社員の退職後

は顧問公認会計士事務所に任せており、自分は届出事務には関与していない旨を供述しているが、当該公認会計士事務所に問い合わせたところ、A株式会社を担当していた者は、「同社の給料計算及び社会保険関係事務には関与しておらず、それらの事務は当該事業所で行っていた。また、当該事業所に係る諸々の連絡・相談は、申立人と行っていた。」旨を供述している。

さらに、事務を担当していたとする元従業員は、「給料計算や社会保険関係事務は申立人が行っていた。」旨を供述していることから、社会保険事務所(当時)が、実質的な事業主であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で処理を行ったものと認めることはできない。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間のうち、平成7年2月から同年8月までの期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

次に、申立期間のうち、平成7年9月1日から10年12月31日までの期間について、申立人の当該期間の標準報酬月額については、オンライン記録によると、いずれも適切な時期に定時決定の処理がなされ、遡って記録訂正等が行われた形跡は無く、社会保険事務所の不合理な処理は見受けられない。

また、申立人から提出された平成8年度の「市民税・県民税源泉徴収税額の通知書」から推認できる7年9月から同年12月までの給料支給額は52万円であるが、厚生年金保険料の控除額は、オンライン記録の標準報酬月額(11万8,000円)に見合う保険料額と一致する。

さらに、平成8年3月から10年11月までの期間のA株式会社に係る債権記録リストでは、8年8月から10年11月までの期間の厚生年金保険料が納期限までに納付されておらず、滞納、不納欠損処理されていることが確認できる。

加えて、A株式会社は、平成10年12月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、14年12月3日に商法第406条ノ3第1項の規定により解散している上、申立人とは別の代表取締役及びその他の役員の所在は不明であることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除額について確認できる関連資料や供述を得ることができなかった。

このほか、申立期間のうち、平成7年9月1日から10年12月31日までの期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成7年9月1日から10年12月31日までの期間について、

申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

そのため、仮に当該期間に申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとしても、申立人は、上述のとおり、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められ、当該期間については、特例法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 5 月 1 日から 34 年 9 月 1 日まで  
私は、昭和 30 年 5 月から 34 年夏頃まで、A 株式会社に勤めていた。そのことを証明してくれる友人がいる。自分の厚生年金保険の記録がないのはおかしい。申立期間を、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 株式会社の元事業主の親族及び複数の元同僚の供述により、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A 株式会社の当時の事業主は既に死亡しているうえ、当該事業所は既に廃業しており、同社に係る資料は全て廃棄しているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、A 株式会社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に被保険者記録がある複数の元同僚に照会したところ、複数の元同僚が申立人の氏名を記憶するものの、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認できる供述を得ることができない。

さらに、申立人を当該事業所に紹介した元同僚は、「申立人は私の従兄弟であり、中学を卒業するときに私が紹介して A 株式会社に入社させた。私が先に辞めたので、申立人がいつまで働いていたか分からない。」と供述しており、申立人の勤務期間を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年11月頃から26年8月頃まで  
昭和25年11月頃から26年8月頃の間、A株式会社B工場（現在は、C株式会社）で臨時雇用として勤務していたが、厚生年金保険に加入していた記憶があるので調査の上、被保険者期間として認めて欲しい。

## 第3 委員会の判断の理由

C株式会社に照会したところ、「申立期間当時の人事記録台帳は保管されているが、申立人に係る記録は確認できない。」と回答している。

また、A株式会社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間同時に厚生年金保険に加入していたことが確認できる元同僚8人に照会したところ、5人から回答を得たが、申立人を記憶している者はいないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除に係る供述を得ることができない。

さらに、申立人は、同僚二人を記憶しているものの、姓のみの記憶であるため、人物を特定できず、申立人の勤務実態等について確認することができない。

加えて、A株式会社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名の記載は無く、健康保険の番号に欠番も見られないため、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。